

流通業務総合効率化事業の実施に関する基本的な方針（ポイント）

第5（中小企業部分）は全文

第1 流通業務の総合化及び効率化の意義に関する事項

- サード・パーティー・ロジスティックス（3PL）といった物流に関する新しいビジネスモデルの出現を背景に、一層の物流の効率化が求められており、我が国産業にとって、国際競争力強化の点からもこれらの取り組みは重要。また、本年2月に京都議定書が発効され、我が国における二酸化炭素排出量の約2割を占める運輸部門についても事業者の物流の効率化を促進し、もって二酸化炭素排出量の削減を進める必要がある。

第2 流通業務総合効率化事業の内容に関する事項

- 流通業務総合効率化事業は、高速道のIC等流通を結節する機能を有する社会資本等の近傍に立地し、荷さばきの合理化を図るための設備、情報処理システム並びに流通加工の用に供する設備を有する特定流通業務施設を中核として流通業務の総合化及び効率化を図るもの。当該事業を実施しようとする者は、その業種業態の如何を問わず対象となり、また総合効率化計画の作成主体は、大企業であるか中小企業であるか、単独であるか共同申請であるかを問わない。

第3 流通業務総合効率化事業の実施方法に関する事項

- 流通業務総合効率化事業の実施に必要な運送業等の許可等については、総合効率化計画の認定申請と併せて地方運輸局等において審査を実施することにより、総合効率化計画の認定を受けたことをもって許可等を受けたこととみなす。
- 標準化された流通・物流情報処理システム及び物流機器の活用は、相当程度の効率化を図ることができるため、流通業務総合効率化事業の実施に当たっては大いに推奨される。

第4 港湾流通拠点地区に関する事項

- 港湾における特定流通業務施設の立地を促進するため指定される港湾流通拠点地区は、地域経済への寄与や港湾計画との整合が図られる等、一定の条件を満たされるものとする。

第5 中小企業者が他の事業者との連携又は事業の共同化により実施する流通業務総合効率化事業に関する事項

1 中小企業者の対応能力等

中小企業者の物流は、元来梱包、仕分けその他の作業に関し人手に頼る面が多く、大企業に比べて省力化投資に立ち後れているため、効率化の格差が拡大している。また、物流のサービス内容が高度化する中で、これに対応しきれない中小企業者も見受けられる。

我が国の物流事業者の大半を占める中小企業者には効果的な物流効率化投資が求められるが、中小企業者は一般に経営基盤が脆弱であり十分な資金調達力等を有さない場合が多く、また、その取

り扱う物流量が 대기업に比べて少なく、設備投資を行って効率性を上げるだけの事業規模が不足しているため、物流効率化投資が進んでいない。

2 中小企業共同流通業務総合効率化事業の基本的考え方

- (1) 中小企業者が現下の物流をめぐる状況に対応していくためには、自らの物流の効率化を図り、一層高度化する物流サービスの要求に対する対応能力を向上させることが重要である。このため、発注動向を踏まえた的確な在庫管理、荷役作業の省力化、計画的な集荷、配送の実施等に努めることが重要であるが、中小企業者の資金調達力の脆弱性、事業規模や輸送ロットの小ささ等を踏まえれば、中小企業者が共同してこれらの対策を講ずることが効果的であり有意義である。

中小企業共同流通業務総合効率化事業は、このような中小企業者の物流の効率化のための共同事業である。すなわち、流通業務を行うための施設及び設備を設置した上で、これらの施設及び設備を活用して複数の中小企業者の流通業務を一体的に行うことにより、各中小企業者の流通業務の総合化及び効率化を図る事業である。

- (2) 中小企業共同流通業務総合効率化事業は、一体的に行う流通業務の種類や設備投資の内容により様々な事業が考えられるが、いずれの事業についても、各中小企業者の流通業務の総合化及び効率化が十分に図られるものでなければならない。
- (3) 中小企業者が他の事業者との連携により実施する中小企業共同流通業務総合効率化事業は、法人格の統合等の強固な結びつきに拠らず、一定の契約・取引に基づく任意グループによる事業活動であり、当該グループの構成員の多数は中小企業者でなければならない。
- (4) また、中小企業者が他の事業者との事業の共同化により実施する中小企業共同流通業務総合効率化事業は、効率化計画を作成する事業協同組合等の構成員たる中小企業者のために行われるものであり、自らの流通業務を一体的処理に委ねる事業者の多数は、当該事業協同組合等の構成員たる中小企業者でなければならない。
- (5) 中小企業共同流通業務総合効率化事業の実施に当たっては、任意グループ及び事業協同組合等の構成員たる中小企業者の大部分がこれに参加できるように配慮するものとする。

特に、流通業務を一体的に行うための施設及び設備のうち複数の構成員たる中小企業者が共同して利用するために設置されるものについては、大部分の構成員たる中小企業者がこれらの施設及び設備を公平かつ有効に利用できるように配慮するものとする。

3 中小企業共同流通業務総合効率化事業に使用する施設及び設備

- (1) 中小企業共同流通業務総合効率化事業に使用される施設の設置については、中小企業者の事業活動は一般的に地域的に限定されていることから、物流の結節点としての性格を有する高速自動車国道のインターチェンジ等や鉄道の貨物駅、港湾、空港等の社会資本のみならず、物資の生産拠点である工業団地、地場産地等の近傍、物資の流通拠点である流通業務団地等の近傍に立地することが望ましい。

なお、例えば企業城下町における共同物流センターの設置など、中小企業者の輻輳輸送の解消による合理化、環境負荷の低減のみならず、ジャストインタイムの物流管理・輸配送が図られる地点での施設の設置も望ましい。

- (2) 中小企業者の流通業務を一体的に行うための施設及び設備は、必ずしも複数の構成員たる中小企業者が共同して利用するものに限られる訳ではない。

すなわち、個々の中小企業者の施設及び設備であっても、複数の中小企業者の流通業務を一体的に行うために使用するものであるならば、これも中小企業共同流通業務総合効率化事業として設置される施設及び設備に含まれるものとする。例えば、構成員たる中小企業者が、共同物流情報システムを構築するためコンピュータの端末機器を取得したり、共同配送用の大型トラックが自社倉庫に立ち寄り集荷できるようプラットフォームを改造すること等が考えられる。

4 事業実施の計画性

- (1) 中小企業共同流通業務総合効率化事業が、これに参加する中小企業者にとっては、投資規模、内容いずれの面においても、その後の事業活動の成否に係る重大な事業であることを踏まえ、事業の実施に当たっては、各中小企業者の経営実態、環境条件の変化等を十分に把握し、長期的な視野に立って今後のあり方を展望した上で、適切な運営方針及び運営計画を作成するよう努めるものとする。
- (2) 中小企業共同流通業務総合効率化事業は、できるだけ多くの流通業務を一体的に行うことが望ましいが、各中小企業者の物流をめぐる状況、取引実態、費用負担能力等を勘案した上で、全体としての効率性に配慮しながら、実施が容易で効果的なものから重点的、段階的に取り組んでいく（例えば、第一段階として出荷の効率化、第二段階として保管の効率化、第三段階として流通加工の効率化を行う）ことも重要である。その際、各業種・品目ごとに、それぞれの物流の状況、特性に応じた取組を行う等のきめ細かな配慮を行うものとする。

5 各中小企業者の商取引への配慮

物流は製造、販売の商取引と密接に関連しているため、中小企業共同流通業務総合効率化事業で複数の中小企業者の流通業務を一体的に行うことにより、各中小企業者の取引単価、数量、決済条件等の取引内容が他の事業者にも漏洩することに関する懸念が生じがちな点である。したがって、この点について特に慎重な配慮を行い、各中小企業者の商取引と一体的に行う流通業務との間を分離するオペレーション機能を備えることが望ましい。特に、共同物流情報システムの運用に当たっては、管理責任者の明確化、システムへのアクセス及び資料の取扱いに関する関係者間のルールの確立等を行い、各中小企業者の秘密保持体制に万全を期するものとする。

第6 その他流通業務総合効率化事業の実施に当たって配慮すべき重要事項

- 流通業務総合効率化事業の実施に当たっては、物流に係るコスト、取引条件の明確化等物流に関する取引の改善及び物流の合理化を図るよう努めるものとする。
- 流通業務総合効率化事業においては、専門家等による支援を事業計画段階から受けることが重要である。
- 流通業務総合効率化事業は、周辺環境への影響にも十分配慮されたものでなければならない。